

西九州大学・西九州大学短期大学部と一般社団法人黒髪の里との
包括連携協力に関する協定書

西九州大学・西九州大学短期大学部（以下「甲」という。）及び一般社団法人黒髪の里（以下「乙」という。）は次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携協力を包括的に強化し、乙が運営・管理する道の駅山内の資源を効果的に活用することにより、乙の活性化を図るとともに、甲の学生の教育の充実及び地域連携、地域貢献に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）特産品の開発に関する事項
- （2）教育・人材の育成に関する事項
- （3）教員・学生及びその他スタッフの交流に関する事項
- （4）産業・観光・文化振興に関する事項
- （5）環境保全に関する事項
- （6）その他相互に協議の上必要と認める事項

（協議）

第3条 前条各号に掲げる事項の具体的内容については、甲及び乙で別途協議するものとする。また、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上で定めるものとする。

（期間）

第4条 本協定は、令和6年4月1日から発効し、有効期間を1年間とする。
ただし、この協定による有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、更に1年間有効とし、その後も同様とする。

本協定書は、2通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

令和6年4月17日

（甲） 神崎市神崎町尾崎4490-9
西九州大学・西九州大学短期大学部
学長

（乙） 武雄市山内町大字三間坂甲14697-2
一般社団法人黒髪の里
代表理事

（署名） 福元裕二

（署名） 杉原豊喜